

令和6年7月10日
(2024年)
西宮市上下水道局

公募型プロポーザル方式による企画提案者募集に関する公表

越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル方式業者選定実施要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり企画提案書を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

越水浄水場ほか包括委託業務

(2) 業務目的

本業務は、西宮市の水道施設・工業用水道施設（越水浄水場ほか94施設）に係る運転管理業務（運転監視等・保安全管理・その他）、関連委託業務、修繕業務及び薬品等調達業務を含む包括委託業務である。

民間事業者の技術的ノウハウを活用し、安心して安全な水道水・工業用水を安定的に供給することを目的とする。

(3) 履行期間

令和7年4月1日 から 令和12年3月31日 まで （5年間）

(4) 業務内容（詳細は別紙1）

業務対象施設 (施設群)	運転管理業務			関連 委託 業務	修繕 業務	薬品等 調達 業務
	運転 監視等	保全 管理	その他			
越水浄水場 ほか36施設	全日 終日	○	○	○	○	—
鳴尾浄水場 ほか3施設	全日 終日	○	○	○	○	○
中新田浄水場 ほか4施設（工水）	全日 終日	○	○	○	○	○
丸山浄水場 ほか47施設	全日 夜間	○	○	○	○	○
鯨池浄水場	—	—	—	○	○	—

(5) 提案上限額（5年合計）

2,761,670,000円を限度額とする。（消費税及び地方消費税を含まない）

※下記の精算項目を含む

・修繕業務

22,590,000（円／年）×5年＝112,950,000円

・薬品等調達業務（水道用薬品費・都市ガス（低圧）・上下水道等）

25,463,400（円／年）×5年＝127,317,000円

2 プロポーザル参加可能な組織体

単独一者又は共同企業体

- ・共同企業体の方式は問わない
- ・共同企業体において参加する場合は、代表一者を定める
- ・参加申込の後、組織体の変更は認めない

3 プロポーザル参加資格要件

共同企業体において参加する場合は、下記ア～カは全者要件、下記キは代表一者要件とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 西宮市上下水道局指名停止基準による指名停止措置を現に受けている者でないこと。

ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。

エ 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動をおこなう者でないこと。

カ 法人税、消費税、地方消費税及び西宮市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る。）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。

キ 日本国内において、水道事業（水道法第3条第2項に該当するものをいう。）及び水道用水供給事業（水道法第3条第4項に該当するものをいう。）における浄水施設（浄水処理を行っていない浄水場及び排水処理施設を除く。）のうち、一日平均送配水量6,000m³/日以上（注）の運転管理業務を、同一施設で、平成21年度以降3年以上継続して元請（又は共同企業体の代表者）として受注した実績を有すること。

ク 総括責任者（業務を総合的に把握し、円滑に実施するために西宮市上下水道局と協議・連絡・調整を行う者で、受託者側の最高責任者1名を指す。）として、次に掲げる要件を全て有する者を本業務に専任で配置できること。（総括責任者は、西宮市の休日を守る条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8：45から午後17：30において、いずれかの業務対象施設に常駐とする。）

なお、共同企業体において参加する場合は、代表一者から選任すること。

また、総括責任者が不在の時は代理人（代理人も同要件）を配置し、代理人は同時に他の職務を兼務しないこと。

- ・前項に規定する業務において、総括責任者又はそれに準ずる職としての実務経験が3年以上ある者

- ・技術士（上下水道部門）又は水道施設管理技士資格2級以上の資格を有する者

ケ 班長（運転管理業務の勤務班ごとに配置される1名を指す。）として、次に掲げる要件を有する者を本業務に専任・常駐で配置できること。

また、班長が不在の時は代理人（代理人も同要件）を配置し、代理人は同時に他の職務を兼務しないこと。

- ・水道施設管理技士資格3級以上の資格を有する者

4 プロポーザル実施方針

越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル方式業者選定実施要綱第3条に基づき、越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル審査委員会において、別に定める越水浄水場ほか包括委託業務評価基準に基づいて実施する。

5 審査委員会 事務局

西宮市上下水道局 水道施設部 浄水課（運転管理チーム）

住所 : 〒662-0022 兵庫県西宮市奥畑6番35号

電話 : 0798-74-6616

FAX : 0798-72-9980

メール : w_josui@nishi.or.jp

6 実施スケジュール

手続開始の公表	令和6年7月10日（水）
提案募集要項等の交付期間	令和6年7月11日（木） ～令和6年7月23日（火）
参加申込書の提出期間	令和6年7月12日（金） ～令和6年7月24日（水）
参加申込書審査結果の通知及び 企画提案書の提出依頼	令和6年7月31日（水）
企画提案書作成等に関する質問 の受付期間	令和6年8月1日（木） ～令和6年9月20日（金）
企画提案書作成等に関する質問 の回答期間	令和6年8月8日（木） ～令和6年9月27日（金）
現地見学会の実施期間	令和6年8月8日（木） ～令和6年9月20日（金）
企画提案書の提出期間	令和6年10月1日（火） ～令和6年10月4日（木）
企画提案書のプレゼンテーション 期間	令和6年10月8日（火） ～令和6年10月11日（金）
企画提案書の特定・公表及び 企画提案者へ通知	令和6年11月7日（木）
契約内容の協議期間	令和6年11月8日（金） ～令和7年2月27日（木）
契約締結	令和7年2月28日（金） （※）
業務開始	令和7年4月1日（火）

※契約内容の協議が整い次第、速やかに契約締結準備に着手するため、日程変更（早期化）の可能性がある。

7 実施内容・手続き等

(1) 提案募集要項等交付

- ア 交付場所 ・審査委員会事務局にて交付
- イ その他 ・交付は、実施スケジュールに示す期間のうち、西宮市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から11時及び午後2時から午後5時までとする。

(2) 参加申込書提出

- ア 提出方法 ・所定様式に押印の上、審査委員会事務局に提出（直接提出）
- イ その他 ・提出は、実施スケジュールに示す期間のうち、西宮市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から11時及び午後2時から午後5時までとする。

(3) 参加申込書審査結果通知（企画提案書提出依頼）

- ア 通知方法 ・審査委員会事務局から添付ファイルとしてメール送信
- イ その他 ・越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル方式業者選定実施要綱第8条及び第9条に基づき、企画提案者として選定された者及び選定されなかった者（非選定理由を明記する）に通知する。

(4) 現地見学会実施

- ア 提出方法 ・所定様式を、審査委員会事務局に添付ファイルとしてメール送信
- イ その他 ・メール送信後、審査委員会事務局に受信確認を行う。
・提出は、実施スケジュールに示す期間のうち、随時とする。
・見学の範囲・日程（1日とは限らない）は、希望に応じて個別に調整する。
・見学は、1企画提案者ずつ個別に実施し、参加可能人数は10名程度とする。
・見学会当日は、資料は配布せず質問も受け付けない。

(5) 企画提案書作成等に関する質問受付及び回答

- ア 提出方法 ・所定様式を、審査委員会事務局に添付ファイルとしてメール送信
- イ その他 ・メール送信後、審査委員会事務局に受信確認を行う。
・回答は、質問者を伏せて全ての企画提案者に公表する。
・質問・回答は、実施スケジュールに示す期間のうち、随時とする。（複数回質問可）

(6) 企画提案書提出

- ア 提出方法 ・下記を1部とし、正1部・副15部を審査委員会事務局まで持参
 - * 企画提案書提出届（表紙・目次）
 - * 業務計画に関する提案書
 - * 運転管理業務に関する提案書
 - * 関連委託業務に関する提案書
 - * 修繕業務に関する提案書

*薬品等調達業務に関する提案書

*その他に関する提案書

*委託料に関する提案書

- イ その他
- ・提出は、実施スケジュールに示す期間のうち、西宮市の休日を定める条例第2条第1項に規定する市の休日を除く日の午前9時から11時及び午後2時から午後5時までとする。
 - ・企画提案書は、企画提案者が特定できる情報を含まない。
 - ・企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届を提出する。

(7) 企画提案書プレゼンテーション

- ア 通知方法
- ・審査委員会事務局から添付ファイルとしてメール送信
- イ その他
- ・プレゼンテーションは、実施スケジュールに示す期間のうち、午前9時から11時及び午後2時から午後5時までとする。
 - ・プレゼンテーションは、1企画提案者あたり60～90分程度とする。
 - ・プレゼンテーション終了後に、質疑の時間を設ける。
 - ・プレゼンテーションは、1企画提案者ずつ個別に実施し、参加可能人数は5名までとする。
 - ・企画提案者を特定でき得る一切の情報を含まない。
 - ・企画提案書に記載のないプレゼンテーションは無効とする。

(8) 企画提案書特定

- ア 通知方法
- ・審査委員会事務局から添付ファイルとしてメール送信
- イ その他
- ・越水浄水場ほか包括委託業務に係るプロポーザル方式業者選定実施要綱第10条及び第11条に基づき、特定された企画提案書を提案した者及び採用されなかった企画提案書を提出した者（不採用理由を明記）に通知する。

8 契約締結

特定された企画提案書を提案した者は、審査委員会事務局と企画提案書に準じて業務仕様を協議する。

業務仕様決定後、契約管理課は、特定された企画提案書を提案した者と随意契約により契約を締結する。

9 その他

ア 契約締結に至るまでの過程において、虚偽の記載をした者は失格とする。

イ 契約締結に至るまでの過程において、西宮市上下水道局は一切の費用を負担しない。

